

# 地方公共団体への公金納付のデジタル化 論点ペーパー参考資料

参考資料 1	規制改革推進に関する答申（令和5年6月1日規制改革推進会議決定）	1
参考資料 2	ローカルルール見直しに係る基本的考え方（令和5年6月1日規制改革会議決定）	3
参考資料 3	規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）	10
参考資料 4	第3回共通課題対策WG（令和4年11月22日開催） 資料1-2「論点に対する回答」（総務省 御提出資料）	11
参考資料 5	地方自治法第1条及び第1条の2	14
参考資料 6	第1回地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（令和5年6月8日開催） 資料3 日本経済団体連合会提出資料	15
参考資料 7	第1回地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（令和5年6月8日開催） 資料4 全国銀行協会提出資料	24
参考資料 8	地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第1回、第2回、第3回） 議事概要等	35
参考資料 9	地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について （令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）	45

## ウ 地方公共団体への公金納付等のデジタル化

- 【a：所要の法令上の措置については令和6年通常国会への提出を目指す、遅くとも令和8年9月までにeLTAxを活用した公金収納を開始、  
b：速やかに検討を開始し、令和5年中に一定の結論を得る、  
c, d：可能なものから速やかに措置】

### <基本的考え方>

地方公共団体への公金納付については、紙媒体の納入告知書や納入通知書により徴収され、収納も金融機関窓口での納付が前提となっており、関係者の業務効率化を進めるべくデジタル技術を活用した改善要望が経済界から寄せられている。

かかる要望を踏まえ、規制改革推進会議等における数次の議論を経て、昨年12月に、地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議が立ち上がり、本年3月に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」が決定されたところである。

同方針において、遅くとも令和8年9月にはeLTAxを活用した公金収納の開始を目指すこととされており、システム改修作業や所要の法令上の措置を講ずるなど、デジタル庁及び総務省を中心とした継続的な検討を進めていく必要がある。その際、民間事業者からの道路占用料及び行政財産使用料等の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付については、事業者が自由に公金の窓口納付又はオンライン納付の手続を選択することが可能となるよう、地方公共団体が共通の仕組みによりeLTAxを活用できるようにすることについて検討を行う必要がある。なお、国民の利便性向上の観点から、納付方法として、コンビニ納付、クレジットカード及びスマートフォンアプリを用いた納付等、複数手段の導入について併せて検討を行う必要があると考える。また、納付のみにとどまらず、納付通知から納付までを全て電子的に対応することについても検討を進める必要があると考える。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a デジタル庁及び総務省は、地方公共団体が公金納付にeLTAxを活用することができるようにするため、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指すと

ともに、システム改修を進め、関係者への必要な周知も行いつつ、遅くとも令和8年9月までにe L T A Xを活用した公金収納を開始する。

- b デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種公金の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務の効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもe L T A Xを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。
- c 総務省は、令和4年3月に立ち上げた、地方税における電子化の推進に関する検討会実務者ワーキング・グループ及びその本会において、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む）のデジタル化について得た結論を踏まえ、可能なものから速やかに措置を講ずる。
- d 総務省は、税務システムの標準化において、できる限り書式・様式等の統一化も図るようにする。

## ローカルルール見直しに係る基本的考え方

令和5年6月1日  
規制改革推進会議

### 1. ローカルルールの見直しの必要性

ローカルルールとは、法令によって定められた全国一律に適用されるナショナルルールとは異なる、特定の地域に固有のルールをいう。行政上のローカルルールは、地域の実情に応じた独自の政策実施を可能とする一方で、経済活動の広域化に伴い、地域ごとに異なるルールが国民や事業者にとって負担となっているという指摘が従来からなされている。

なかでも、地域独自の書式・様式等の行政手続上のローカルルールについては、民間事業者によるデジタル技術を用いた業務効率化や行政自身のデジタル化の阻害要因になることが指摘されており、こうした書式・様式ごとの差異は、我が国におけるデジタル・トランスフォーメーションの実現に向けて、見直すべき喫緊の課題である。また、その他のローカルルールについても、一部には、法令に違反するものや地域的差異を設けることが合理性に乏しいものの存在が指摘されており、このようなルールは、国民や事業者にとって大きな負担になるだけでなく、各種制度や行政に対する不公平感や不信感を助長することにもつながりかねない。

もとより、地方自治・地方分権の精神は尊重されるべきであるが、分権化すべきは政策であって、行政手続のすべての分権化が一律に認められるべきではない。法令に違反するローカルルールや、地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルールによって、国民や事業者の負担が増大したり、利便性が損なわれたりすることがあっては本末転倒である。このようなルールについては、速やかにその見直しを図っていかなければならない。これらの取組は、地方公共団体におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進や少子高齢化の進行に対する行政事務の効率化・広域化にも資するものである。

規制改革推進会議では、これまで、行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト)、同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー)、書式・様式の統一の3つの原則に則り、国・地方における行政手続の簡素化に取り組むとともに、国民や事業者にとって過大な負担となっていた個別分野におけるローカルルールの見直しに取り組んできた。今後も政策においては地方自治の精神を尊重しつつ、国民や事業者から、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があるローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、必要に応じて、助言や法令改正を行うことなどにより、一層の見直しを図り、デジタル技術の発展に伴う新たな産業構造の基盤を構築するべきであると考え、ローカルルールの見直しに係る基本的考え方を示す。

### 2. 重点的に見直しを図るべきローカルルール

#### (1). 行政手続上のローカルルール

行政手続を行う者が近隣の住民や事業者に限られ、かつ、多くの者が役所に赴いて手続を

行っていた時代と異なり、現在では、社会・経済活動の広域化に伴い、行政手続の対象者が多様化するとともに、情報通信網やデジタル技術の急速な発展に伴い、従来は対面で行われてきた多くの民間手続が非対面で実施されるようになってきている。このような時代の変化の中で、地域独自の書式・様式の使用や対面での手続を合理的な理由なく求めることは、国民や事業者にとって過大な負担を強いるものである。例えば、保育所入所時の就労証明書については、地方公共団体ごとに様式や記載事項が異なるため、広域的な経済活動を行う事業者にとって、情報通信技術やデジタル技術を用いた書類作成業務の自動化が困難であり、民間事業者の業務効率化の妨げとなっている。

このような、国民や事業者から、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘がある行政手続上のローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、必要に応じて、助言を行うことや、法令改正をすることなどにより、可及的速やかに見直しを図るべきであり、仮に、地域の実情に応じて独自性を存続させる必要がある場合であっても、地方の判断で加除可能な全国統一の書式・様式等を国民や民間事業者が使用することを認めるなどの方法によって、国民や事業者の負担軽減を図るべきである。

## (2) 法令に違反するローカルルール

ローカルルールについては、法令に違反している疑いのある運用が存在することが指摘されている。

例えば、住宅宿泊事業法に基づく届出について、法令で上乗せを許容していないにもかかわらず、事前の相談や立入検査を求めている運用が指摘され、これらの手続を経ないことを理由に届出を受理しないことや、各地方公共団体の手引やウェブサイトにおいて、法律により義務付けられているかのような記載をすることは、行政手続法に違反するおそれがある旨の通知が発出されている。

このような法令に違反するおそれのあるローカルルールは、その是正についての判断を各地方公共団体の自主性のみ委ねることなく、法令所管省庁においては、国民や事業者の指摘を踏まえて、定期的の実態調査を実施し、法令に違反すると認められる運用については積極的にその是正を求めるとともに、その実態を国民に公表すべきである。

## (3) 地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール

法令に違反しないローカルルールであっても、各地域におけるルールのばらつきそれ自体が国民や事業者にとって過大な負担となり、場合によっては、事実上の参入障壁として機能することがある。

例えば、食品衛生法上の営業許可の対象となる業種に係る施設基準は、かつては国が通知で示す基準を踏まえて業種別に各都道府県等が定めていたが、同じ業種であっても、地方公共団体間で一部の基準が異なるといった事例が生じており、広域で多店舗展開する事業者

等にとって負担であるとの指摘がなされていた。そこで、平成 30 年の食品衛生法改正においては、厚生労働省が営業施設の基準を省令で「参酌基準」として定め、都道府県等は条例を定めるにあたり、この基準を十分に参考にしなければならないとした(平成 30 年改正後の食品衛生法第 54 条)。

このように、法令がローカルルールを許容している場合であっても、国民や事業者から、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があるローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、性質上、全国的に共通の取扱いとすべきものについて、必要に応じて、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知することや、法令改正をすることなどにより、その見直しを図る必要がある。また、法令所管省庁においては、このように、国民や事業者から指摘があるローカルルールについては、ウェブサイト等で公開するなどして、情報の収集・提供に努めるべきである。なお、地方公共団体においては、全国共通の取扱いが定められているにもかかわらず全国共通の取扱いと異なるローカルルールを設ける場合には、その内容についてウェブサイト等で公開するとともに、国民に対する説明責任の観点から、国民や事業者から指摘があった場合には、ローカルルールを設ける理由を明示することが期待される。

### 3. 見直しの視点

#### (1). ローカルルールの問題点に留意した対応

ローカルルールは、その内容もさることながら、地域によるルールのばらつきそれ自体が国民や事業者にとって負担となっていることに留意する必要がある。そのような観点から、ローカルルールの見直しにあたっては、その発生要因ごとに異なる対応が必要である。

第一に、法令に違反するローカルルールについては、国において法令解釈の周知徹底を図るとともに、必要に応じて法令の改正を行い、ローカルルールの原因となる曖昧な文言を見直すべきである。

第二に、法令がローカルルールを許容している場合であっても、国民や事業者から、地域によって異なるルールを採用する合理的な理由がないとの指摘があるものについては、国民や事業者の負担軽減の観点から、法令所管省庁において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより各地域における実態を把握した上で、性質上、全国共通の取扱いとする必要があるものについて、必要に応じて、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知することなどにより、その見直しを図る必要がある。また、時代の変化等に伴い、全国共通の取扱いとする必要が生じた場合には、法令の改正を行うべきである。

第三に、地方公共団体が実施する行政指導が、事実上、ローカルルールとして機能することがある。行政指導をするにあたっては、それが相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであり、従わなかったからといって不利益な取扱いしてはならないという原則を徹底するとともに、相手方に法令や条例に基づくローカルルールであるとの誤解を招かないよう十分に配慮すべきである。

## (2). デジタル化が進展する中で必要となる対応

前述のように、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課す行政手続上のローカルルールや、法令に違反するローカルルール、地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール(以下、合わせて「不適切なローカルルール」という。)の見直しは、社会のデジタル化が進展する中で、従来以上に重要な課題となっている。また、地方公共団体にとっても、デジタル技術を活用して定型的な業務を効率化していくことは喫緊の課題となっている。こうした中、国民や事業者の負担軽減を推進するため、先行事例を横展開し、国として分野横断的な視点で不適切なローカルルールの見直しに取り組む必要がある。

なお、地方公共団体がシステムやデータベース等の整備を行う際には、利用者及び地方公共団体の双方にとって合理的な行政手続につながるような整備を行うことが求められる。この点、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)においては、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務がシステムの標準化の対象とされている。法令所管省庁においては、標準化対象事務に係る考え方も参考として、必要に応じてデジタル庁と相談し、個々の事務の性質を踏まえて、地方公共団体の意見を聞きながら、地方におけるシステム設計・データ設計の標準案や運用のガイドライン等を必要に応じて、技術的助言として示すことに努めるべきである。また、各地方公共団体においても、できる限り他の地方公共団体との標準化に努めることが期待される。

## (3). 事業者目線でのローカルルールへの対応

これまでの規制改革の取組と同様、不適切なローカルルールの見直しにおいても、事業者目線での取組が重要である。例えば、標準様式の導入や行政手続のオンライン化を検討するにあたり、システム改修や運用変更による一時的な行政の負担増を理由に従前の運用を継続することは、行政の負担を国民や事業者に転嫁するだけでなく、社会全体のコスト削減に反するものである。また、国においては、法令の解釈や運用等を検討するにあたっては、事業者目線で文言の多義性や運用のばらつきが事業者にとって負担となっている場合には、その見直しに取り組むべきである。

上記の観点から、各省庁においては、不適切なローカルルールの見直しを検討するにあたり、事業者ヒアリングを実施するなどして、事業者目線の実態の把握に努めるべきである。また、地方公共団体においても、事業者の意見を聴くことが期待される。なお、国民や事業者目線でのローカルルールへの対応を確実に実現するためには、規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)を通じた、個別具体的なローカルルールに係る要望の聴取が重要である。そのため、内閣府規制改革推進室では規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)の周知を引き続き図ることとする。

## 4. 今後の取組方針

### (1). 既存の制度におけるローカルルール見直し

規制改革推進会議は、各府省に対し、上記の基本的考え方に従い、不適切なローカルルールの見直しに取り組むことを要請する。また、規制改革推進会議においては、当面の取組みとして、事業者団体等に対し調査等を行い、事業者から合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があったローカルルールのうち以下の基準に該当するものについて、必要に応じ地方公共団体の協力も得て優先的に法令所管省庁と調査審議し、法令所管省庁において地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、性質上、全国的に共通の取扱いとすべき場合には、前記2. 及び3. の考え方に則り、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知することや、法令改正をすること等の必要な措置を講ずる。

#### ・基準1: 書式・様式の統一

民間事業者によるデジタル技術を用いた業務効率化や行政自身のデジタル化を推進するため、書式・様式について、できる限り全国的な統一化を図る必要があると指摘されたもの。

#### ・基準2: システム・データベースの標準化

システムやデータベースの整備が利用者及び地方公共団体の双方にとって合理的なものとなるよう、地方におけるシステム設計・データ設計の標準案や運用のガイドライン等を技術的助言として示す必要があると指摘されたもの。

#### ・基準3: 全国共通の取扱い及びそれに関する情報提供

不適切なローカルルールに該当する可能性があることから、法令所管省庁において、全国共通の取扱いとすべきかどうかについて検討する必要があると考えられるもの。また、法令所管省庁から地方公共団体に対し、全国共通の取扱いと異なるローカルルールの内容を公開することや、理由の明示を行うよう助言することが必要であると指摘されたもの。

### (2). 新施策等における標準化原則

不適切なローカルルールを解消するには、既存の制度を見直すだけでなく、不適切なローカルルールが新たに発生しないよう取り組むことも重要である。特に、①国による全国一律の事業の導入に関する新施策の導入や、②既存の施策の拡充に伴い新たなシステム構築を伴う事業、③複数の主体で情報連携を推進する事業の導入に当たって、地域によって異なるルールを採用する合理性が乏しい場合には、法令所管省庁において、統一的な運用・手続等により事業者の負担を最低限のものとし、地方側でシステム対応が必要となる場合においても、標準化対象事務に係る考え方も参考として、個々の事務の性質を踏まえて、標準仕様案や運



用のガイドライン等を、必要に応じて技術的助言として示すなど、リーダーシップをもって取り組むことが必要である。

これらの取組については、必要に応じ、新施策等の導入後一定期間経過したのち、規制改革推進会議としても検証を行っていく。

### (3) 従来の取組のフォローアップ

不適切なローカルルールの見直しについては、一度の措置だけに限らず、問題の解消に至るまで、必要な措置を行うプロセスを継続的に実施することが重要となる。

そのため、規制改革推進会議は、各府省に対し、これから実施されるものを含め、不適切なローカルルールの見直しに向けた従来の取組について、フォローアップを実施することを要請する。また、規制改革推進会議は、必要に応じ、各府省とフォローアップの調査審議をしていく。

#### **(参考) ローカルルール見直しに向けた近時の主な取組みの事例**

##### (1) 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

介護事業者による地方公共団体に対する各種申請・届出等における書類の様式や提出方法等に係るローカルルールを見直すため、令和4年6月の規制改革実施計画では、厚生労働省に対し、以下を求めた。

- 地方公共団体に提出する指定申請関連文書等の様式・添付書類を定める所要の法令上の措置
- 介護事業者の選択により、システムを利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置
- 地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、公表する

##### (2) 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減

保育所入所を希望する保護者の雇用主によって作成される就労証明書は、国が定める標準的な様式が導入されているものの、その利用の徹底が図られておらず、雇用主に大きな負担が生じているほか、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できない。これらの状況を受け、以下の措置を求めた。

- こども家庭庁(当時の内閣府)に対し、標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とする法令上の措置
- こども家庭庁(当時の内閣府)及びデジタル庁に対し、雇用主がオンラインで提出することも選択できるよう、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向けた法令上の措置
- こども家庭庁(当時の内閣府)及びデジタル庁に対し、API等によるデータ連携を可能とすること、及び就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の

措置

### (3) 農地転用許可制度における運用のばらつきの見直し

農地転用許可の手続全般については、一部の都道府県・指定市町村において、法令や審査基準の根拠が不明確なローカルルールが確認されているほか、法令上許容される範囲で独自基準を定めている都道府県・指定市町村においても、行政手続法第5条第3項の規定上、審査基準を公にしなければならぬとされているところ、当該審査基準が公表されていないといった不適正な運用が確認されている。

こういった状況を受け、令和4年6月の規制改革実施計画では、農林水産省に対し、独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行うことを求めた。

### (4) 消防の設備等に関する基準の公開・統一について

消防用設備等や危険物施設の設置等に関する行政指導指針に相当するもの（以下、「指針等」）を公開していない地方公共団体が存在しており、これらに関する事業を行う者の負担となっている。そのため、消防庁に対し、地方公共団体における指針等の策定・公表状況の把握、その結果も踏まえた公表の助言、及び助言後のフォローアップを求めた。また、地方公共団体ごとの危険物に関する基準に係る運用の差異の見直しに向けた必要な措置（危険物の規制に関する政令第9条第1項第12号の規定に関する省令改正等）を講じることを求めた。

以上

<共通課題対策分野>

(1) 行政手続に関する見直し

i ローカルルールに関する手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ローカルルール の見直し	各規制所管府省及び内閣府は、国民や事業者の負担になっている不適切なローカルルールについて、規制改革推進会議が取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」に即して見直しに取り組む。	—	全府省

## 論点に対する回答

分野	保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減に係る所要の法令上の措置について
省庁名	総務省
<p>一部の行政手続に関しては、各種様式等に地域ごとのばらつきが存在し、これが国民や事業者の負担になっている、いわゆる「ローカルルール」の問題が指摘されているところである。</p> <p>保育所入所時に提出が必要な「就労証明書」においても、その「様式」及び「デジタル化の状況」が地方公共団体ごとに異なっていることから、作成者である事業者にとっては大きな負担となっている。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点についてご回答いただきたい。</p>	
<p><b>【論点】</b> 所要の法令上の措置について</p> <p>(1) 内閣府においては、就労証明書の標準的な様式を作成し、地方公共団体へ普及させることで、事業者の負担軽減を図っているところ。行政手続のデジタル化の進展を踏まえ、当該標準的な様式の使用を原則とするといった所要の法令上の措置等を講じることも考えられると思われるが、その可否について、自治事務の観点から総務省のお考えをご教示いただきたい。</p> <p><b>【参考事例 1】</b> 令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、・・・略・・・、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための<u>所要の法令上の措置</u>を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」p. 24)</p> <p><b>【参考事例 2】</b> 令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、<u>地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する</u>」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」p. 25)</p>	

## ※【回答】(1)の下線は規制室において付記

(2) 保育施設利用の申請及び就労証明書の作成・提出についてデジタルで完結する仕組みにつき、地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、所要の法令上の措置を講ずることも考えられると思われるが、その可否について、自治事務の観点から総務省のお考えをご教示いただきたい。

【参考事例3】令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和4年6月7日「規制改革実施計画」p.25)

### 【回答】

(1) 就労証明書に限らず、一般論として、地方自治法上、国は地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない(地方自治法第1条の2第2項)等とされているが、他方で、事業者が地方公共団体に提出する書類の様式等については、事業者の事業活動の円滑化や利便性の向上、事務処理の効率性の確保等の観点から必要がある場合には、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する基本的な準則の一部として、国が法令で定めることはできるものと考えられる。

なお、地方自治法上の自治事務については、地方公共団体が地域の特性に応じて事務を処理することができるように特に配慮する必要がある(同法第2条第13項)ことから、お尋ねのような措置を講ずることについては、当該事務を所管する府省庁において、標準的な様式の活用状況や、当該措置を講ずることにより地方公共団体の事務に支障が生じないか等、現行の地方公共団体の事務処理の実態を含め、地方公共団体の意見を聴いて検討することが重要であると考えます。

(2) 就労証明書に限らず、一般論として、地方自治法上、国は地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及

び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない（地方自治法第1条の2第2項）等とされている。その上で、地方公共団体に「デジタルで完結する仕組み」により事務処理を完結するよう求める場合、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言を超えて、一律に義務付けるのであれば、法律又はこれに基づく政令の根拠が必要であり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステム標準化の取組との関係性も含め、デジタル庁とも協議の上で、当該事務を所管する府省庁において、具体的な義務付けの根拠を検討することが必要と考える。

なお、いずれにしても、（1）の回答のとおり、地方自治法上の自治事務については、地方公共団体が地域の特性に応じて事務を処理することができるよう特に配慮する必要がある（同法第2条第13項）ことから、お尋ねのような措置を講ずることについては、当該事務を所管する府省庁において、地方公共団体の事務フローの整理、システム改修等の運用準備等に関する地方公共団体の課題や意見を十分に把握することが重要であると考えます。

## ●地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

**第一条** この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

**第一条の二** 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

# 公金納付のデジタル化

2023年6月8日

一般社団法人 日本経済団体連合会



# 本日の発表要旨

- 総務省はじめ関係省庁には、地方税のデジタル化および公金納付のデジタル化にご尽力いただき感謝
- 規制改革推進に関する答申（令和5年6月1日）の以下記述を歓迎

- ✓ 遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始する
- ✓ 全国共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。
- ✓ 納付のみにとどまらず、納付通知から納付までを全て電子的に対応することについても検討を進める必要がある。

## (要望)

- 特に道路占用料、行政財産使用料について、企業の選択により、全自治体に対し、速やかにeLTAXを活用して納付できることとすべき（遅くとも令和8年9月に納付開始）。
- 最終的には、できるだけ早期に通知から納付までの完全電子化を進めていただきたい。

# 道路占用料、行政財産使用料の電子化

全国的に取扱件数が多く、インフラ系の企業を中心に多量の処理が必要となるため、電子化のニーズがとりわけ高い。全面デジタル化の恩恵はなお大きい

## ● 道路占用料

枚数：上位10社の合計で約12万枚（年間）

→通信、送配電、ガスなどの業界で処理件数が多い。

主な用途：電柱、携帯基地局設備等（通信）、ガス供給導管埋設等（ガス）

電柱・架空電線路・地中電線路等の送配電設備等（送配電）

対象自治体数：おおむね日本全国全自治体（1,718）と見られる

→通信網、送配電網が整備されていない自治体は存在しないものと想定

## ● 行政財産使用料

枚数：上位10社の合計で約7万枚（年間）

→道路占用料同様に、通信、送配電、ガスなどの業界で処理件数が多い。

主な用途：道路占用料と同一（場所が道路上か、地方自治体所有の土地か等の差異）

対象自治体数：おおむね日本全国全自治体（1,718）と見られる

（出所）経団連会員企業調査（5月）。次頁も同様。但しサンプル数は限定的なので参考値

# その他の公金

---

- また、道路占用料・行政財産使用料以外にも、特に同様の**占用関係の各種公金**について、電子化を求める声がある。

✓ 占用関係の各種公金：河川占用料、港湾使用料、公園占有料、  
法定外公共物占用料 等

枚数：送配電などを中心に合計で約1万枚（年間）

主な用途：電柱・架空電線路・地中電線路等の送配電設備等

※こちらも設備等の設置費用である点は同様。

設置個所により公金納付種類が異なる。

道路占用料・行政財産使用料と同種の支払いであり、  
並行しての全国一律の電子化をご検討いただきたい。

✓ その他処理件数の多い公金

・水道料金関係（工業用水使用量を含む）：合計3,000件程度 他

# 公金納付プロセスのデジタル化に向けて

## ● 電子化をすることで具体的に挙げられるメリット

- ✓ テレワーク、ペーパーレス化の推進、ひいては災害・感染症拡大時におけるBCPの推進
- ✓ デジタル化による効率化、事務処理負担の軽減・利便性向上
- ✓ 銀行への持ち込み、銀行印押印等の手間の削減
- ✓ 紛失リスクや書面回送による事務処理工数の削減、ひいては事務処理期間の短縮
- ✓ 電子化による様式統一
- ✓ 書面保管スペース削減

## ● 半面、慎重に対応すべき事由

- ✓ eLTAXの1社1ID問題による権限設定の問題（大会社での内部統制の問題）
- ✓ これまで支店・現場で処理→本社での一括処理への社内体制変更が必要になるなど、電子化に伴い社内体制の再構築が必要になることへの対処
- ✓ 一部の公金のみが電子化することによる、eLTAX利用可/不可の判別作業発生
- ✓ 代理人による納付など現在可能な対応の幅が狭まることへの懸念

## ● 導入にあたっては

- ✓ 特に道路占有料、行政財産使用料などは全国一律の展開であるため、時機を逃さず早期のご対応をお願いしたい
- ✓ 予約受付（納付期日に自動で引き落としされる設定）を可能にしていきたい
- ✓ 複数申請をしているとき等に突合が容易になるよう、占用許可書番号等の情報を同時にいただきたい
- ✓ 旧来の書面納付とデジタル利用との双方向を選択できるようにしていきたい。

# 公金納付プロセスの現状とデジタル化後の姿①

- QRコードの導入により、金融機関への訪問、支払いが不要となり、処理の利便性が向上  
※地方税においては令和5年4月より既に「地方税統一QRコード」を導入済み

## 【各自治体】 納付情報の通知

## 【企業】 支払処理

### 1. 紙処理

(現状)

- 公金は、**納付書を紙で発行**し納付情報を通知
- 職員が**出勤**して、封入・送付

- 職員が納付書受取りのために**出社**
- 金融機関を訪問、**紙による処理**  
(金融機関側も**出社**、**紙による処理**)

金融機関の訪問、およびそのための出社が必須となる

### 2. QR

※現在、公金への導入を総務省様にて検討中

導入時期  
令和8年9月

- 職員が納付書受取りのために**出社**
- その後支払処理は**QRコードを読み込むこと**で支払処理を行う

個人等においては、QRコードを利用することで金融機関への訪問が不要になり、利便性向上

# 公金納付プロセスの現状とデジタル化後の姿②

- しかし、QRコードの導入によっても、未だ紙での処理を前提としており、利便性向上の余地がある。
- 通知から支払いまでを電子的に完結できる形が望ましい。

⇒**地方税通知のデジタル化等に関する検討の示唆も得つつ、公金でも検討を。**

## 【各自治体】 納付情報の通知

## 【企業】 支払処理

### 2.QR

※現在、公金への導入を総務省様にて検討中

導入時期  
令和8年9月

- ・ 公金は、**納付書を紙で発行**し納付情報を通知
- ・ 職員が出勤して、封入・送付

- ・ 納付書の発行、送付のための出勤が必要
- ・ 書面の発行、郵送コストが発生

- ・ 職員が納付書受取りのために出社
- ・ その後支払処理はQRコードを読み込み行う

- ・ 依然として紙での処理を前提
- ・ QRコードの読み取り件数の発生
- ・ 自治体ごとの様式の不統一のリスクによる処理の手間

### 3.デジタル化

(通知を含めた完全なデジタル化)

最終的に  
目指すべき姿

- ・ 納付情報を直接電子的に通知

- ・ 職員が出勤しての封入・送付作業が削減
- ・ 紙の発行、郵送コストの削減  
→自治体の皆様のコスト削減に

- ・ 職員は電子的に納付情報を受け取り、そこから直接支払処理を行う。

- ・ 納付書受け取りのための出社やQRコードの読み込み作業が不要
- ・ 自社内での電子的処理がより容易に  
⇒テレワーク推進、業務効率化に

# 公金納付プロセスのデジタル化に向けて

「令和5年3月30日 地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」より抜粋

## 1. 地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用できるようにするための取組

地方公共団体（中略）が収入する公金（中略）については、地方公共団体の判断により、eLTAX（中略）を活用する方法で地方税共同機構にその収納の事務を行わせることができるものとし、住民・民間事業者等のニーズを踏まえた様々な公金納付の場面においてこの方法を活用することができる環境整備を図るものとする。このため、以下の関係法令について所要の措置を行う方向で検討を進める。

なお、eLTAXを活用した公金収納については、住民・事業者の公金納付の煩雑さを生じさせないため、令和5年4月から地方税の収納について導入される「地方税統一QRコード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

(中略)

## 5. 今後の取組のスケジュール

本方針に基づく所要の取組については、地方公共団体等の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進めるものとし、令和5年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。併せて、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意して、遅くともeLTAXの次期更改時期とされた令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。

なお、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、各地方公共団体において公金システムの改修を行う必要があることを踏まえて、開始時期を検討することとする。



# 公金納付プロセスのデジタル化に向けて

「令和5年6月1日 規制改革推進会議 規制改革推進に関する答申」より抜粋

ウ 地方公共団体への公金納付等のデジタル化

＜基本的考え方＞

(略) 昨年12月に、地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議が立ち上がり、本年3月に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」が決定されたところである。

同方針において、遅くとも令和8年9月にはe L T A Xを活用した公金収納の開始を目指すこととされており、システム改修作業や所要の法令上の措置を講ずるなど、デジタル庁及び総務省を中心とした継続的な検討を進めていく必要がある。その際、民間事業者からの道路占用料及び行政財産使用料等の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付については、事業者が自由に公金の窓口納付又はオンライン納付の手続を選択することが可能となるよう、地方公共団体が共通の仕組みによりe L T A Xを活用できるようにすることについて検討を行う必要がある。(中略) また、納付のみにとどまらず、納付通知から納付までを全て電子的に対応することについても検討を進める必要があると考える。

＜実施事項＞

(中略)

b デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種公金の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務の効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもe L T A Xを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。



# 地方公金のデジタル化に向けた提言

2023年6月8日

一般社団法人全国銀行協会

## 〈目次〉

1. 地方公金のデジタル化を巡る状況	P. 2
2. 地方公金の窓口納付における現状と課題	
1-1. 納付者	P. 3
1-2. 金融機関	P. 4
1-3. 地方団体	P. 5
3. 地方公金のデジタル化に向けた提言	P. 6
Appendix	P. 7

## 1. 地方公金のデジタル化を巡る状況

- 地方公金のデジタル化を巡っては、各地方団体において、ペイジー、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ、口座振替（口座振替依頼書の電子提出サービスを含む）等の導入が進み、収納手段の多様化が進展
- 一方、全国的には、関係者におけるコストの高い窓口納付も、依然として多く利用されている

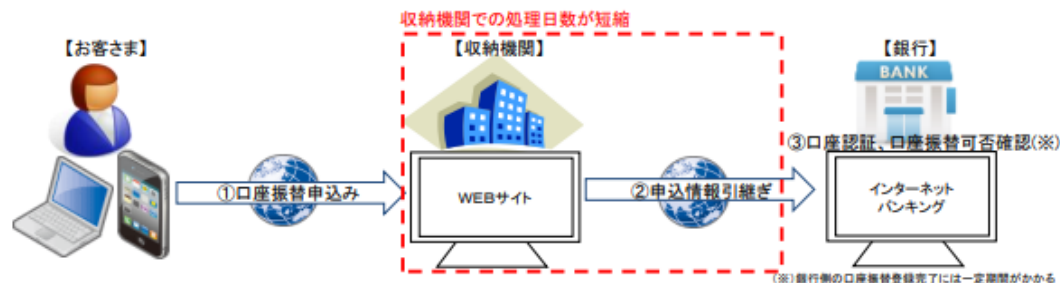
### 地方団体におけるキャッシュレス決済の導入例

地方団体	対象の地方公金	キャッシュレス決済方法
豊橋市	上下水道料金	コンビニ支払い・請求書払いでモバイル決済サービス（LINEPay、PayPayなど）を利用可
宇部市	国民健康保険料	PayB（H30年8月導入）、PayPay／LINEPay（R2年4月）、クレジットカード（R2年10月）

2021年3月\_経済産業省・一般社団法人キャッシュレス推進協議会「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書（第2版）」にもとづき全銀協作成

### 【参考】口座振替依頼書の電子提出サービス（＝ウェブ口座振替サービス）とは

- 個人顧客がPCまたはスマートフォン等により、収納機関のウェブサイトを経由して、顧客が口座を有する金融機関のインターネットバンキングにアクセスし、口座振替の手続きを行うことができる。
- 申込みから契約手続きまでオンライン・ペーパーレスで利用が可能。インターネットバンキングのログインパスワード、またはキャッシュカードを用いた暗証番号による認証により、記名・押印が不要。



## 2-1. 地方公金の窓口納付における現状と課題（納付者）



- 移動、書類記入、待ち時間等、納付書（紙）での窓口収納は**納税者にもコストが生じている。**
- 対面での手続きは**新型コロナウイルス感染症の観点においてもリスクがある。**

### ■納付書の基本的な構造

- ①納税済通知書（済通）  
⇒銀行から自治体へ送付
- ②納付書（原符）  
⇒銀行で保管
- ③領収証書  
⇒窓口受付の際に納税者へ返却

自治体によって書式はバラバラ



### ■神奈川県Y支店の振込・納税窓口の様子

緊急事態宣言下でも多数の来店客  
入場制限をしておりロビー外の階段まで行列が続く（撮影時の待ち時間は40分）



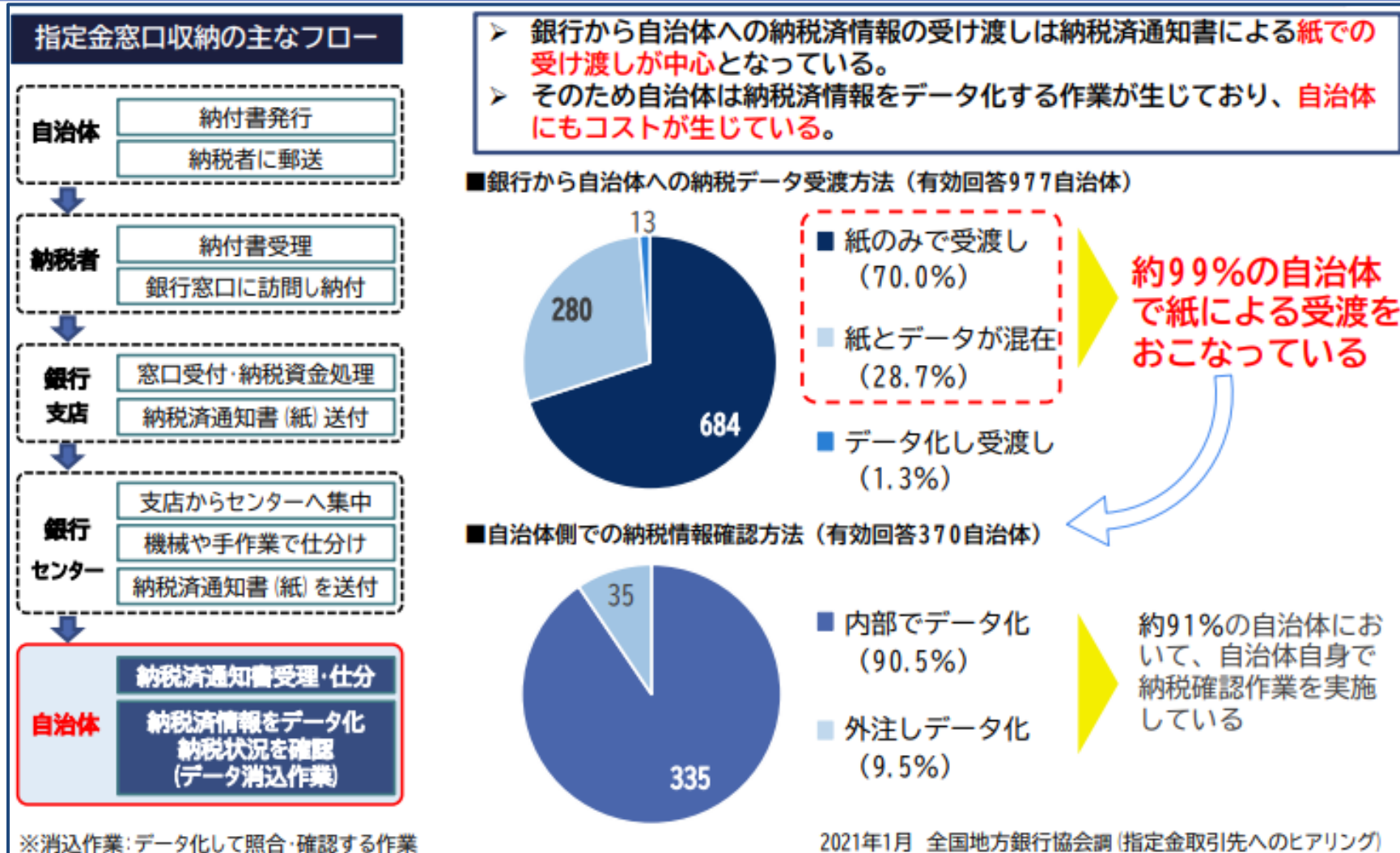


## 2-2. 地方公金の窓口納付における現状と課題（金融機関）



→動画をご覧ください

## 2-3. 地方公金の窓口納付における現状と課題（地方団体）

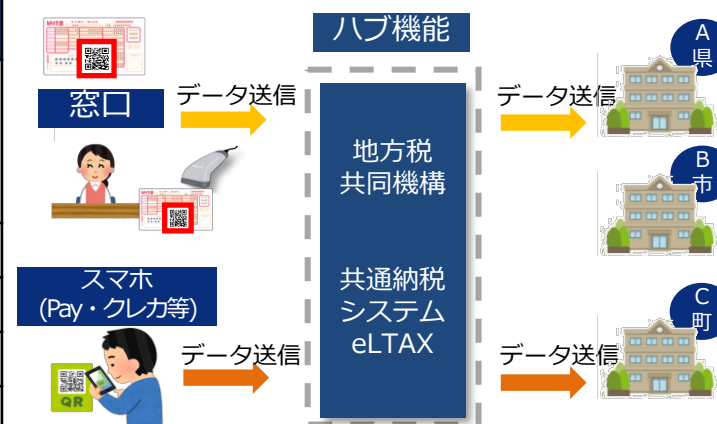


### 3. 地方公金のデジタル化に向けた提言

- eLTAXおよび地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した地方公金のデジタル化は、納税者の利便性向上・社会的コスト削減・既存インフラの効用最大化の観点から極めて有効な取組み。収納件数が多い公金については、全地方団体で活用が義務化されるとともに、件数の多寡によらずあらゆる公金において活用されることが望ましい
- 金融機関における窓口納付が一定数あり、eLTAXを通じた納付の対象とすることによる関係者の効率化効果が比較的大きいと思われる公金としては、国民健康保険料をはじめとする各種保険料、学校関係費用、住宅使用料、上下水道料金が挙げられる

#### 金融機関窓口納付が一定数ある（= eLTAX納付対象化による関係者効率化効果が比較的大きいと思われる）公金

主な公金	所管省庁 (想定)	主な公金	所管省庁 (想定)
国民健康保険料	厚生労働省	住宅使用料	国土交通省
後期高齢者医療保険料		土地賃貸料	
介護保険料		道路占用料	
保育園保育料		下水道料金	国土交通省・総務省
水道料金	厚生労働省・総務省	放置違反金	警察庁
幼稚園使用料	文部科学省	認定こども園利用料	内閣府
高校授業料		ごみ処理券	環境省
学校給食費			



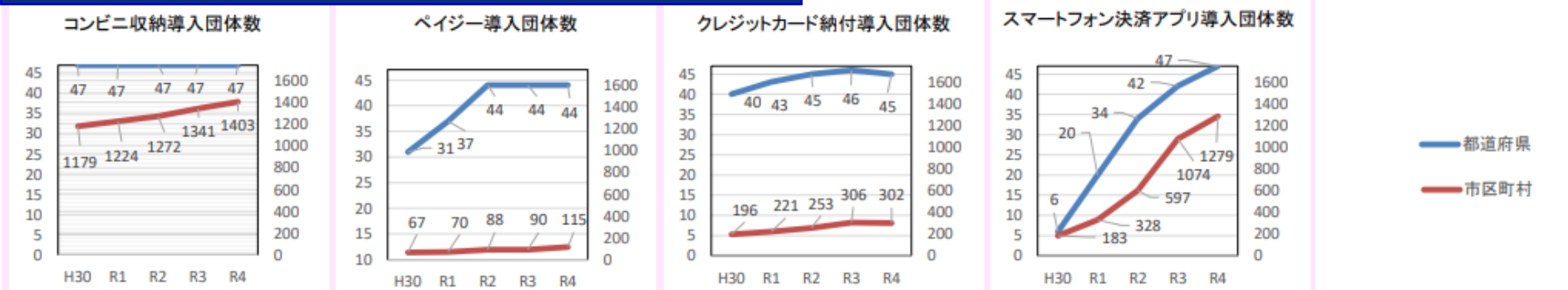


## Appendix① 地方税のデジタル化を巡る状況

- 地方税は、自動車税、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等の税目を中心に、各地方団体による収納手段の多様化が進展
- 一方、キャッシュレス納付比率は約3割で、依然として関係者のコストの高い窓口納付が中心

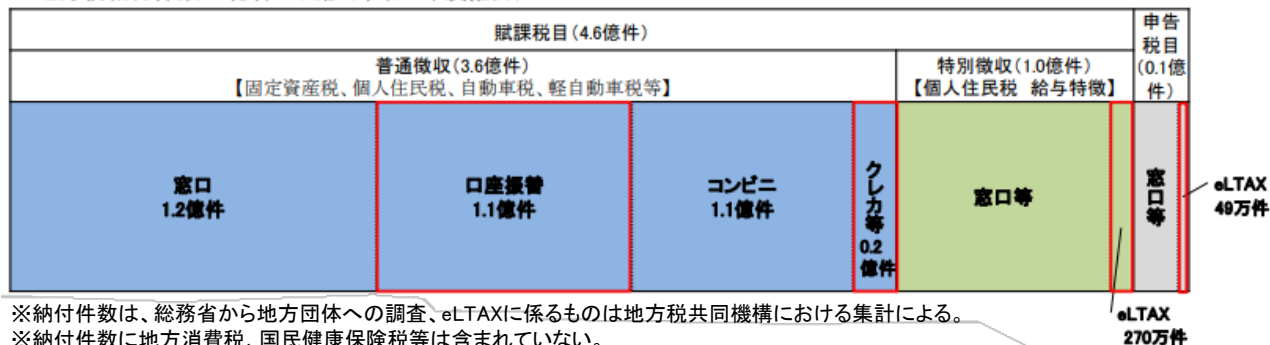
### 収納手段別の導入団体数の推移（各年7月1日時点）

総務省資料「地方税における収納・徴収に関する取組について」（2023年2月）より抜粋



### 地方税における納付件数の内訳及びキャッシュレス納付比率（令和2年度推計）

<地方税納付件数4.7億件の内訳(令和2年度推計)(※)>



→納付件数の約28%がキャッシュレス納付比率（図の赤枠部分）

2022年10月19日「納税環境整備に関する専門家会合」総務省提供資料より抜粋

※納付件数は、総務省から地方団体への調査、eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による。  
※納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない。



## Appendix② 地方税統一QRコード（eL-QR）による効率化効果

- 2023年4月から、地方税統一QRコード（eL-QR）による収納が開始。基本4税目について納税者・地方団体・金融機関の手続きが大きく効率化
- 2024年度からは、その他の地方税の納付書にも、原則QRコードを印字することとされている

### 地方税統一QRコードによる納付を巡る関係者の声

納税者 (企業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方税お支払サイト」を利用した納付は非常に楽。QRコードリーダーを利用した読み取りは一瞬だし、合計金額が自動で算出されて非常に便利。感動した（従来は自分たちで集計・リスト化を行っていた）【A社】</li> <li>・JNKS（自動車税納付確認システム）や軽JNKSのことも認識がなく、紙の納税証明書が必要だと思っていた。これを機に自動車税の納付も電子納税に切り替えたい【A社】</li> <li>・支払方法としては「ダイレクト納付（口座振替）」が便利だと思う。これを機に、eLTAXのIDについても取得を検討したい【A社】</li> <li>・全国の事務所から納付書が届き、それを集計して納付手続を行うと、いつも納付期限ぎりぎりになっていて、事務負担を感じていた。銀行に行かずオンラインで納付ができて、集計作業も簡略化されるのは非常に便利【B社】</li> <li>・「地方税お支払いサイト」では、支払までのステップが多い。UIを改善してほしい【C社】</li> <li>・大量の納付書のQR読込に負担感を感じる。一度に大量に読込める仕様にしてほしい【D社】</li> <li>・納税時には車両番号等で、保有資産毎に消込確認を実施している。QRに車両番号等明細を特定可能な情報を格納し、ダウンロードしたデータ上で消込確認ができるようにしてほしい【E社】</li> </ul>
-------------	--

金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ店業務が明確に減っている実感がある。かなり効率化された。</li> <li>・QRコード付納付書の場合は、店頭受付時に地方公金便覧（収納代理契約のある先について、受付上の注意点等が一覧化された行内資料）の確認等が不要となったほか、延滞金の計算等もないため非常に効率的。</li> <li>・なぜ4税目しかできないのかと顧客から問合せを受けることがある。早く他税に広げてほしい。</li> </ul>
地方団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いままで、会計課が納付済通知書をOCR読取りし、納税課にそのデータを連携していたが、会計課の作業がなくなった。</li> <li>・納付済通知書の仕分け・データ化が不要となるほか、保管のコストの削減に繋がるだろう。納税ピーク後、効果検証をしていくつもり。</li> </ul>

個別銀行に対するヒアリングをもとに全国銀行協会作成

### その他の地方税に対する活用方針

#### ●地方税納付書への原則QRコード印字：2024年度から

（参考）銀行窓口での年間納付件数：2.4億件（2019年度）  
2023年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、原則QRコードを印字することとし、納税者の利便性向上や、金融機関窓口等での地方税徴収の事務負担軽減を目指す。

2022年12月21日「第6回デジタル臨時行政調査会」「デジタル原則を踏まえた工程表の確定とデジタル規制改革推進のための一括法案について」より抜粋

## Appendix③ あらゆる税・公金等に対するQRコード活用可能性に関する考察

機関	分類		具体例	QR可能性	印字状況	現状・課題
地方団体	地方税	4 税目	固定資産税、 都市計画税、 自動車税種別割、 軽自動車税種別割	可能	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての地方団体(※)が2023年4月から地方税統一QRコード印字開始</li> <li>※一部の対応未了の地方団体を除く</li> </ul>
		その他税目	不動産取得税、 個人住民税（普通徴収）	可能	順次 拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額が確定するものには活用可能。多くの地方団体で活用が検討されている状況</li> <li>2024年度から原則印字</li> </ul>
		申告税・特別徴収	事業所税、 法人住民税	困難	未	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者が納付書を作成するためQR印字は困難</li> <li>電子申告・納付の義務化も見据え、eLTAX等の電子納付の利用促進が必要</li> </ul>
	地方公金（料金）		国民健康保険料、 介護保険料	可能	未	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額が確定するものにはQR印字の可能性</li> <li>全地方団体がeLTAXに接続しており、「地方税統一QRコード」を用いたeLTAX納付スキームの活用が可能</li> </ul>
国	国庫金	国税	法人税、消費税、 所得税、相続税	困難	未	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者が納付書を作成するためQR印字は困難</li> <li>電子申告・納付の義務化も見据え、e-Tax等の電子納付の利用促進が必要</li> </ul>
		歳入金 （国税以外）	厚生年金保険料、 国民年金保険料	可能	未	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額が確定するものについてはQR印字の可能性あり</li> <li>MPN一括伝送に各省庁が対応することで窓口納付可能</li> </ul>
民間	公共料金		電気料金、ガス料金	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間×民間の個別契約の範疇。</li> <li>法令改正は不要なものの、スキームを構築するところから対応が必要</li> </ul>



一般社団法人  
全国銀行協会

## 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会 開催要綱

### 1. 趣旨・目的

「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）では、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）が収入する公金（地方税以外の公金をいう。以下同じ。）については、地方公共団体の判断により、eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用する方法で地方税共同機構にその収納の事務を行わせることができるものとし、住民・民間事業者等のニーズを踏まえた様々な公金納付の場面においてこの方法を活用することができる環境整備を図るものとされている。また、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みにより eLTAX を活用できるようにすることについて検討を行うこととされている。

その上で、地方公共団体等の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進めるものとし、令和5年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき所要の立法措置を講じることを目指すこと、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期にも留意して、遅くとも令和8年9月には eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指すこととされている。

こうした状況を踏まえ、関係者において、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向け、eLTAX を活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等について検討を行うため、地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

### 2. 検討事項

検討会においては、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向け、eLTAX を活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等について検討する。

### 3. 検討会構成員

【メンバー】

所属	内訳
地方公共団体関係	富山県、福岡県、さいたま市、弘前市、多可町
金融機関関係	全国銀行協会、ゆうちょ銀行
事業者関係	日本マルチペイメントネットワーク運営機構、日本経済団体連合会
国等	総務省自治行政局行政課・住民制度課デジタル基盤推進室・自治税務局企画課電子化推進室、地方税共同機構

## 【オブザーバー】

所属	内訳
地方公共団体関係	全国知事会、全国市長会、全国町村会
ベンダー	日本電気、日立システムズ、日立製作所、富士通 Japan、オーイーシー、KCC、NTT データ、TKC
国等	デジタル庁

### 4. 運営

本検討会の事務局は、総務省自治行政局行政課が担う。

### 5. その他

本検討会は非公開とする。

資料及び議事要旨は原則公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、検討会において必要と認める場合については非公開とする。

以 上

## 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第1回） 議事概要

1 日時：令和5年6月8日（木）13：00～15：00

2 場所：オンライン開催

### 3 議題

- ・ 検討状況・検討会の進め方について
- ・ eLTAX を活用した公金収納に係る民間事業者・金融機関のニーズ等について
  - 日本経済団体連合会からのヒアリング
  - 全国銀行協会からのヒアリング
  - ゆうちょ銀行からのヒアリング
  - 日本マルチペイメントネットワーク運営機構からのヒアリング

### 4 議事概要

事務局からの説明の後、日本経済団体連合会、全国銀行協会、ゆうちょ銀行及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構から、ヒアリングを実施。その後、意見交換を実施。

○構成員、●事務局

#### 【質疑応答】

- 「複数申請をしているとき等に突合が容易になるよう、占用許可書番号等の情報を同時にいただきたい」との説明の趣旨について、詳しくご教示いただきたい。
- 道路占用許可申請を行った後に企業が受け取る日付・占用許可書番号入りの書類と、実際の納付書との紐付けを容易にするため、納付書にも占用許可書番号の情報を含めていただきたいという趣旨である。
- 金融機関からの納付書のフォーマット統一化のご要望について、その趣旨を詳しくご教示いただきたい。
- 現在は納付書が地方公共団体毎にバラバラである。公金が eL-QR に対応する場合、納付書の eL-QR の印字場所等も統一することで、どの納付書であっても、銀行窓口担当者が eL-QR 対応納付書なのか否かを判別可能となる。また、後方機関でも QR コードの読取位置が固定でき、事務処理が効率的に行える。加えて、統一感のある納付書は納付者にとっても利便性が高いものとする。
- 金融機関としては、eL-QR 導入開始以前から、納付書フォーマットの統一化を要望してきたが、地方公共団体毎に異なる納付書の統一化がなかなか難しいことから、納付書に eL-QR を印字することで負担軽減を図ってきた経緯がある。

- eL-QR 対象外の公金の納付書に、地方公共団体独自の QR コードを印字している場合、窓口担当者が QR コードを見ただけではいずれの QR コードなのか判別不能であるため、eL-QR 以外の独自の QR コードの使用を早期に取り止めていただくことに加えて、必ず eL マークや QR コードの横の eL-QR という文字を印字するようにしていただきたい。
- 戸籍謄本の郵送請求時等の手数料精算への eL-QR 活用について提案いただいたが、これは、戸籍謄本の郵送請求のような、現行必ずしも納付書による収納を行っていないものについても、eL-QR を使えるようにしてほしいということか。
- 地方公共団体毎に金額が決まっている当該手数料のように、性質としては賦課税に近い公金については、eL-QR を活用してもいいのではないかという趣旨である。
- 地方税と異なり、公金は納付期限や延滞金の考え方が地方公共団体毎に異なる可能性がある。公金を eL-QR 対応にする場合、地方公共団体毎に異なる納期限や延滞金の取扱いに対応する上で eLTAX 側のシステム上何か課題はないか。
- eLTAX 側のシステム上は特段問題ない。
- 地方税統一 QR コード対象の納付書は、延滞金計算等は不要とのルールで一本化されており、拡大する公金もこのルールに倣っていただければ、システム対処は不要と考える。  
一方で、既存の納付方法での公金の窓口収納は、納付期限や延滞金により、窓口での受付可否に地方団体ごとの独自の定めがあるケースがあり、確認が煩瑣であり、事務負担が大きい。
- MPN センタの次期更改は 2025（令和 7）年 1 月とのことだが、eLTAX を活用した収納の対象となる可能性がある公金について、いつまでに、当該公金の利用見込み件数（概算）やピーク性の有無などの情報が必要か。
- MPN センタの次期更改に向けた性能要件の定義は既に完了しており、公金が eL-QR 対応することで処理件数が増加する場合は、更改ではなく事後の改修で対応することになると考える。情報は、判明次第いただきたい。
- 税目・料金番号（納付区分。3 桁。）の 300～900 番台について、地方公共団体毎に任意の番号が使用できるとのことだが、団体が異なれば、同じ番号に対して異なる税目を設定することも可能なのか。
- 可能である。MPN から情報を地方公共団体に伝送する際、収納機関番号により団体を特定しており、税目・料金番号が異なっても伝送処理上は問題ないためである。ただし、日本マルチペイメントネットワーク運営機構において、各団体がどのように付番しているかは把握していない。
- eLTAX を活用した公金収納を行う場合には、MPN からの情報の直接の伝送先が各地方公共団体ではなく地方税共同機構となるため、どの地方公共団体に納める公金であっても

収納機関番号は地方税共同機構の番号（13800）で統一される。収納機関番号が一意に決まってしまうので、全国統一の税目・料金番号を取り決める必要がある。

- 銀行によっては、(eL-QR による支払時に) ATM で税目・料金番号のコード値を基に、ATM 画面に税目等の和名を表示する機能を付けている場合がある。そのような場合には税目・料金番号が地方公共団体毎に異なっていると ATM での表示上支障が生じ、納税者にとっても分かりにくいものになる。

#### 【意見交換】

- 地方公共団体としては、eLTAX を活用した地方税以外の公金収納に期待している。
- A 公金（＝地方公共団体が「全国的に共通の仕組み」により eLTAX を活用する公金）以外の公金は全て B 公金（地方公共団体が任意に eLTAX を活用可能とするもの）として、すべての公金について eLTAX を活用可能としていただきたい。
- eL-QR 付きでない納付書の処理については、指定金融機関の手数料が一律に引き上げられる見込みであり、各地方公共団体は、指定金融機関との交渉に苦慮している。すべての公金について eL-QR を活用することで、スケールメリットが働くことに期待したい。
- すべての公金で eL-QR を活用可能としないと、対象外の公金について電子収納を可能とするためには、地方公共団体独自で QR コードを付すためのシステム構築等が必要となり、非効率と考える。
- 収納金額・件数が少ない公金については、財務会計システムで管理しており、当該システムの対象公金の中で eL-QR を活用可能なものと不可能なものが混在すると煩雑である。住民にとってもわかりづらい。
- eLTAX を活用した公金収納が、地方公共団体のシステム標準化にも関わる場合には、二重投資を避けるため、できる限り早く仕様書を提示していただきたい。また、仮に、eLTAX を活用した公金収納の開始が、システム標準化のスケジュールに間に合わない場合であっても、eL-QR を納付書に印字することを前提に、標準化の内容を検討いただきたい。
- 地方公共団体によっては、地方税と地方税以外の公金の納付書の様式を統一し、既に地方税以外の公金の納付書に eL-QR を印字することも可能となっているため、できる限り早い法整備をお願いしたいという気持ちがある。
- 公金を eLTAX で収納する場合の税目・料金番号の付番方法について、地方公共団体としては、収納管理（消込）における必要性を考慮しても、「地方税以外の公金」として 1 本にする、あるいは款・項・目の款レベルで付番するなど、大括りでも構わないと考える。
- eLTAX を活用した地方税以外の公金収納に当たってのシステム改修等の費用については、適切な財政措置を検討いただきたい。

(以上)



## 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第2回） 議事概要

1 日時：令和5年6月29日（木）15：00～17：00

2 場所：オンライン開催

3 議題

- ・地方公共団体の公金収納に関するサンプル調査結果について
- ・eLTAXを活用した公金収納に係るシステム上の主な課題・ニーズ等について
  - 地方税共同機構からのヒアリング
  - 地方公共団体からのヒアリング

4 議事概要

事務局からの説明の後、地方税共同機構及び地方公共団体からヒアリングを実施。その後、意見交換を実施。

### 【意見交換】

- 河川・港湾等の占用料系の公金もデジタル化の対象としていただきたい。
- 納付情報ファイル・入金口座の分割単位について、税務部局と指定金融機関間でデータ伝送する仕組みを構築しており、現状でも地方税に関する納付情報ファイルと、金融機関からの口座への入金情報との照合作業の負担が大きいため、規模感もあるが最低限地方税と地方税以外の口座は分けるようお願いしたい。
- 税と一般会計は同一口座だが、公営企業会計と一般会計は口座が別なので分けてほしい。

## 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第3回） 議事概要

- 1 日時：令和5年9月29日（金）10：00～12：00
- 2 場所：オンライン開催
- 3 議題
  - ・地方公共団体の公金収納に関する eTAX の活用（対象公金の範囲等）について
- 4 資料
  - ・資料1 地方公共団体の公金収納に係る eTAX の活用について
  - ・資料2 地方公共団体の公金収納に係るサンプル調査の結果について
- 5 議事概要
  - 事務局から、資料1及び資料2に沿って説明。その後、意見交換を実施。

○構成員、●事務局

### 【質疑応答】

- 資料1において、全国的に共通の取扱いとして eTAX を活用した納付を可能とすることを重点的に要請する公金が挙げられているが、eTAX の活用は地方公共団体の規模に係らずに収納の多様化を前進させるものであり、納付者の利便性向上に資するものであることから、その他の公金も含め広く eTAX の活用が可能となるよう財政支援をお願いしたい。
  - また、令和8年9月までの開始を目指すとしてされているが、それまでの具体的なスケジュールを教えてください。
  - 共通納税機関コードの設定については、原則1つとした上で、上下水道使用料を対象とする場合に2つ目の共通納税機関コードを設定することができるのとことであつたが、上下水道使用料を対象としない都道府県においても、税とその他の公金で2つの共通納税機関コードを設定できるようにしてほしい。
- 財政措置については、現時点でお答えできるものはないが、今後必要な対応を検討してまいりたい。
  - また、スケジュールについては、本検討会后、近日中に関係府省庁連絡会議を開催し、取組の実施方針を決定した後、地方公共団体向けに説明会や意向調査を行いたいと考えている。
  - 口座数については、1団体につき地方税に係るものも含め2つまでを原則とすること

を考えているが、それでは実務上支障が生じるということであれば、具体的に教えていただければと思う。

- eLTAX を活用した収納にあたってのシステム改修等の費用については、適切な財政措置をお願いしたい。

また、例えば、学校においては、県であれば県立高校授業料があるが、そのほかに修学旅行の積立金や学校給食費等、自治体の歳入歳出予算に上がってないもので、公金に準じた扱いをしている収入があり、口座引き落としによる収納のほか、納付書により徴収している部分がある。このような公金に準じる取扱いをしている収入についても、納入義務者の利便性の向上や金融機関における収納事務の効率化の観点から、口座数に関して、税用として1口座、税以外の分として1口座、それ以外にその他の収納金としての口座の最大3つ、設定していただきたい。

- 口座数について、各地方公共団体によって様々事情があるかと思うので、いろいろと実情を伺いながら、どういう整理が可能かというところを、システムの負荷の観点も踏まえて、関係者との協議の中で最終的には整理していきたい。また、修学旅行の積立金や学校給食費等、公金になっていない徴収金を公金にしようという働きかけが、文科省から地方公共団体に対してなされていることは認識しており、その関係をどうするかということかと思う。
- すでに意見が出されているが、eLTAX の活用を可能とするために必要なシステム改修に要する経費については、補助金等による財政支援をお願いしたい。  
スケジュールについて、令和8年9月から eLTAX を活用した納付を開始するのであれば、令和7年度からシステム改修を行う必要があり、そのための予算要求に間に合わせるために、令和6年度はじめには仕様書の提示をお願いしたい。
- 財政措置については、先ほど申し上げたとおり、今後必要な対応を検討してまいりたい。  
スケジュールについては、ご質問いただいたとおりのイメージを想定しており、令和6年度はじめには見積もりの参考となる eLTAX の仕様書を公開できるよう、地方税共同機構とも連携しながら取り組みたいと考えている。
- DX の推進は重要であるが、デジタル化に対応できない住民がいることを考えると、既存の仕組みも残す必要があり、何を残すのかも整理する必要がある。
- 各地方公共団体の事務負担や職員配置などの状況は様々であると認識しているが、今回の取組は住民の利便性向上だけでなく、地方公共団体・金融機関のバックヤードの効率化にも資するものであり、また、窓口での納付ができなくなるわけでもない。全国的に共通の取扱いとする公金について、いずれの団体においても eLTAX を活用して納付することが可能となるよう、各地方公共団体においてしっかりと取り組んでいただきたい。

○ 税の納付書について、表示が分かりづらいなどの指摘がある。納付書の表示や記載事項については、分かりやすいものとしてほしい。

○ 道路占用料について、占用許可も eTAX でできるようにすることを考えているのか。

● 今回の取組は、あくまで収納部分のみを対象とするものである。

○ 税の納付書の表示が分かりづらいという意見があったが、金融機関の窓口業務においても、納付書の分かりやすさというのは重要。この機会に仕様書でフォーマットを統一的に示していただきたい。

共通納税機関コードは、現在 1 団体 1 コードの前提でシステム構築をしている。その数を 3 倍、4 倍にすると、金融機関側のシステム開発コストがかかる。

● 口座数の設定については、先ほど申し上げたとおり、1 団体につき地方税に係るものも含め 2 つまでを原則とすることを考えているが、最終的にどのような整理とするかについては、地方公共団体のニーズとシステムの負荷や金融機関の負担などのバランスを考慮して検討してまいりたい。

○ 国民健康保険料など、いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金だけでなく、道路占用料など、その性質上当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金についても、令和 8 年 9 月から eTAX を活用した納付を開始するという理解でよいか。

また、地方税法や地方自治法などの関係法令の改正は、予定通り令和 6 年通常国会において改正するのか。

● 開始時期については、令和 8 年 9 月までに eTAX を活用した公金収納を行うことができる環境を整えようとするものであり、各地方公共団体においても、それを目指していただくのが基本であると考えているが、各システムの更新時期などを踏まえ、対応いただくことになる。

なお、保険料関係については、実務上、多くの地方公共団体において、年度当初に当該年度の納付書を一齐に送付している実態があることを踏まえると、令和 9 年度賦課分から対応することになることが想定される。

法改正については、本年 3 月の関係府省庁連絡会議で決定した方針のとおり、次期通常国会に関係法律の改正案を提出することを目指し作業を進めている。

○ 仮定の話だが、全国的に共通の取扱いとする公金について、地方公共団体によっては、開始が間に合わず、令和 8 年 9 月よりも遅くなることもあり得るのか。また、要請の結果、全団体に対応されない可能性もあるのか。全国的に共通の取扱いとする以上、地方公共団

体で対応の有無に差が出る形でスタートすることは業務効率化の観点から望ましくないと考えており、可能な限り同時期、かつ早期の導入を希望する。

- 開始が遅くなる団体が出て来る可能性はありうるが、システム標準化の対象業務に係る公金については、標準仕様書に要件を規定することによって全団体の対応が実現されるものと考えている。また、それ以外の公金についても、重点的に要請を行うとともに、意向調査などの取組を通じて、地方公共団体においてスケジュールに沿って取り組む考えがあるかどうかを把握し、もし対応のお考えがないというところがあれば、個別にご事情をお聞きするなどして、できないということに関して何らかの課題があれば、その解消を図り、全団体でやっていただくようにしっかり取り組んでいく。

- 各地方公共団体のシステム改修に要する経費への財政支援や、全国的に共通の取扱いとする公金の範囲の拡大について検討いただきたい。

また、口座の設定数については、関係者の意見をよく聞いていただきたい。

- 全国的に共通の取扱いとする公金以外についても、各地方公共団体において積極的にeLTAXが活用されるよう取り組んでまいりたい。

口座の設定数については、先ほど申し上げたとおり、関係者の意見をよく伺いながら、地方公共団体のニーズとシステムの負荷や金融機関の負担のバランスなどを考慮して検討してまいりたい。

(以上)

## 地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について

令和 5 年 10 月 6 日  
地方公共団体への公金納付  
のデジタル化の検討に係る  
関係府省庁連絡会議決定

「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に基づき、デジタル庁及び総務省並びに地方公共団体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁（以下「関係府省庁」という。）においては、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、以下について、地方公共団体のほか、住民・民間事業者等のユーザーとなる関係者の意見を聞きながら、所要の取組を推進していくこととする。

### 1. 地方公共団体が公金納付に eLTAX を活用できるようにするための取組

デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、地方公共団体（都道府県・市区町村をいう。以下同じ。）の普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について、地方公共団体の判断により eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に要請を行い、所要の立法措置を講ずるなど、必要な取組を行う。

この際、多くの地方公共団体においては、共通の情報システムで多種の公金の収納管理を行っており、こうした場合には、当該情報システムの改修を行うことで、当該多種の公金についてあわせて eLTAX を活用した納付が可能となることを踏まえ、幅広い公金での活用を地方公共団体に要請するものとする。

なお、eLTAX を活用した公金納付については、住民・事業者の公金の納付の煩雑さを生じさせないため、「地方税統一 QR コード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

### 2. 全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した公金納付を行うことを可能とする取組

デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う。

#### ① いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金

いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後

期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAX を活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行う。

また、これらの公金に係る事務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準化対象事務であることから、標準仕様書にeLTAXを活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定する。

## ② その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金

その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、eLTAX を活用した納付により、納付者の利便性が大幅に向上することを踏まえ、こうした性質を有する公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAX を活用した納付を行うことができるようにすることを目指し、地方公共団体に重点的に要請を行う。

## 3. その他の必要な取組事項

上記1及び2に基づく取組のほか、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組については、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）に基づき、所要の取組を推進していくものとする。また、デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、エンドツーエンドでのデジタル完結による住民や民間事業者の利便性向上等を実現するため、公金収納に係る納付通知について、地方公共団体がフロントサービス（マイナポータルやe-Gov）を活用して電子的に送付する方法のほか、一定の公金収納を担うこととなるeLTAXとの連携も視野に速やかに検討する。

## 4. 今後の取組のスケジュール

本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。

その上で、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAX を活用した公金収納を開始することを目指す。